

入札説明書

この入札説明書は、令和7年3月17日付け北海道公立大学法人札幌医科大学公告第54号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

2 入札に付する事項

(1) 調達をする契約の名称及び数量

札幌医科大学学術情報ネットワークシステム機器の賃貸借契約 一式

(2) 調達をする契約の仕様等

別紙「契約書」及び「仕様書」による。

(3) 契約期間

令和7年9月1日から令和14年8月31日

(4) 納入場所

札幌医科大学構内

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 現時点で有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（電気・通信・写真機器類）の資格を有している者。
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第3条に規定する者でないこと。
- (3) 同取扱規則第4条に規定する者でないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌医科大学が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 北海道又は札幌医科大学が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 本調達物件を納入可能であることが証明できる書類を提出できる書類を提出できるものであること。
- (7) 今回調達する物品を用いたシステム構築又は賃貸借契約について過去3年以内に本学同規模（利用対象者3,000人程度）以上の相手方において納入実績があること。（過去5年間に発売された同系列製品も含む）

4 入札参加資格の審査

- (1) 入札参加希望者は、次により前条に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年3月17日（月）から令和7年4月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（送付による場合は必着）

イ 申請の方法 別紙「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付の上持参または送付により提出しなければならない

ウ 提出先 札幌市中央区南1条西17丁目基礎医学研究棟2階

北海道公立大学法人札幌医科大学総務課情報推進室総務・システム係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を令和7年4月21日（月）までに申請者へ通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年4月22日（火）までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は次の提出先に持参または送付することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

提出先 札幌市中央区南1条西17丁目基礎医学研究棟2階

北海道公立大学法人札幌医科大学総務課情報推進室総務・システム係

6 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目基礎医学研究棟2階

北海道公立大学法人札幌医科大学総務課情報推進室総務・システム係

電話番号 011-611-2111 内線 22490

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟2階
北海道公立大学法人札幌医科大学総務課情報推進室会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 北海道公立大学法人
札幌医科大学 事務局総務課情報推進室宛てに「北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 54 号(札幌医科大学学術情報ネットワークシステム機器の賃貸借契約 一式)に係る入札書在中」と朱書きの上、送付すること。)
- (2) 入札日時 令和7年4月25日(金)午前10時00分
(送付による場合は同月24日(木)午後5時00分までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

8 送付による入札

認める

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金またはこれに代える担保を求めることができる。
- (2) 契約保証金
免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金またはこれに代える担保を求めることができる。

10 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。
- (3) 再度入札に移行した場合において、代理人により入札書を提出するときは、委任状を提出しなければならない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 最低制限価格
設定していない
- (2) 無効入札
開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
取扱規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- (4) 落札者と契約を行わない場合
ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- (5) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。た

だし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(6) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに、北海道公立大学法人札幌医科大学理事長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道公立大学法人札幌医科大学総務課情報推進室総務・システム係

イ 所在地 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目基礎医学研究棟2階

ウ 電話番号 011-611-2111 内線 22490

(8) 前金払いは行わない。

(9) 概算払いは行わない。

(10) 部分払いは行わない。

(11) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) この入札の執行は、公開する。

(14) 1(2)の「契約書」又は「仕様書」に関する質疑事項は書面により受け付けるものとする。

なお、受付期間は、令和7年3月17日(月)から令和7年4月18日(金)までとする。

(15) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を札幌医科大学に提出し、札幌医科大学理事長が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているため留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、札幌医科大学が指定する様式により依頼すること。

(16) その他

ア 入札に関して談合情報や落札金額に疑義があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあるので留意すること。

イ 初度の入札で落札者が決定しない場合、初度の入札で参加した者(郵送による入札をした者を含む。)を対象に再度入札を行う。再度入札の実施方法等は、初度の入札実施後、速やかに通知することとする。

再度入札においても落札者が決定しない場合は、随意契約に移行することがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあるので留意すること。

エ 入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。